第２節　グローバリゼーションの影と政策課題

要　旨

１．労働に関する問題

途上国における強制労働や児童労働等が、先進国等の雇用を奪っているとの主張がある。このような主張は、①輸出国である途上国の労働者の権利擁護といった人権擁護の立場、②輸入国である先進国の産業・雇用保護のための保護貿易主義的な立場に大別される。

途上国が労働環境を悪化させているのは、海外からの直接投資を誘致するために途上国の不公正に低い労働基準が低賃金労働を容認しているからであり、こうした政策は先進国の雇用を奪うとの指摘がある。実際には、労働基準の低い国が直接投資を多く受け入れているのではなく、むしろ逆に労働基準が高い国の方がより多くの直接投資を受け入れている。また、所得水準が高い国ほど労働基準も高く、労働基準と所得水準との間には強い相関関係がある。途上国の労働環境の改善を図るためには、労働基準の向上と貿易投資等による経済成長が相互補完的であることを踏まえ、貿易投資の拡大を通じた経済成長を図ることが必要である。

２．南北格差の問題

グローバリゼーションの進展とともに戦後の世界経済は大きく成長したが、多くのアフリカ諸国等に見られるように必ずしもすべての国々がその成長の利益を享受しているわけではなく、むしろ先進国と途上国の所得格差は拡大している。経済成長の格差と貿易投資の関係を見ると、第1章でも指摘したとおり、東アジア諸国は貿易の拡大とともに発展したのに対し、アフリカ諸国では貿易・経済成長の両面で停滞が続いている。貧困対策のためには、資本の蓄積、人材の育成、技術開発、ハード・ソフト面におけるインフラ整備を行っていくことが重要である。貿易投資についても、これを活性化させるような政策を講じていくことが途上国の経済成長にとって重要である。

３．森林減少に関する問題

現在、世界全体で日本の国土面積の約3分の1に相当する森林が毎年失われている。開発途上地域を中心に依然として続いている森林の減少・劣化は、森林が分布する国や地域での問題のみならず、生物多様性の減少、世界的な気候変動、砂漠化の進行等の世界的な問題を引き起こす場合も考えられ、国際的な懸念が高まっている。懸念を表明するＮＧＯの中には、このような世界的な森林の減少の大きな要因として、国際貿易を指摘するものも見られる。しかしながら、林産物の生産量のうち、貿易の対象となっているものは約1割強であり、国際貿易だけが大きな要因であるとは必ずしも言えない。森林減少問題は人口の急増や貧困、焼き畑といった農業用地開発等の経済活動の活発化等、様々な社会経済的な状況が絡んだ複合的な問題である。森林の減少問題の解決のためには、貿易政策や森林政策、農業政策等を含め、森林減少の背景にある様々な要因に対する包括的な対応が求められている。また、このような地球規模の問題に対しては、国際的な取組みに積極的に対応していくことが必要である。

４．食品安全に関する問題

食品安全基準をめぐっては、貿易の円滑化を推進するための国際的なハーモナイゼーションの必要性が高まる一方で、バイオテクノロジーの発展とともに遺伝子組換え食品等の安全性の問題が指摘される中、各国が権利として確保する国民の衛生状態向上という重要な政策課題も存在し、2つの政策目標を両立する上で困難が生ずる場合がある。グローバリゼーションの進展に伴い、国境を越えた企業活動の障壁を低減・撤廃する要請が働く一方で、この要請と各国の主権下にある国内的規範や社会経済制度の間に調整が求められることがある。国内制度の調和に係る国際規律と各国主権との調和は、今後更にグローバリゼーションが進展する時代にあってますます重要性を増す課題である。

５．グローバリゼーションに対する懸念の背景とセーフティネットの整備

グローバリゼーションに対する懸念の主張内容は多種多様であるが、その中には必ずしも貿易投資の拡大と直接関係がないものも含まれている。貿易投資の拡大の結果として生じる問題は、①自国の雇用機会が他国の雇用に奪われているとする雇用の問題と、②企業の国際的な活動に伴う各国の社会経済制度の調整をめぐる各国の「公正」性の衝突の問題とに大別される。

このような問題が生まれる背景には、グローバリゼーションによって生み出される経済発展の果実が必ずしもすべての個々人または国々に平等に均てんされていないという事実がある。世界経済の持続可能な発展のためには、グローバリゼーションによって格差や緊張といったひずみが極力生じないような制度設計に努めていかなければならない。そして、グローバリゼーションによってひずみが生じてしまった場合には、これに対するセーフティネットを整備することによって、急激な社会経済の変化に対する不安を取り除くことが必要である。グローバリゼーションを全面的に避けるのではなく、グローバリゼーションによって生み出されるひずみに対し適切に対応しながら、その活力を経済の発展につなげていくことが重要である。

国内の労働環境の変化に対するセーフティネットとしては、構造的な失業に悩むＥＵ諸国を中心に積極的労働政策が注目されている。従来の労働政策が失業手当の給付といった事後的な消極的労働政策中心であったのに対して、積極的労働政策は労働需給のマッチングを促進すると同時に失業者の能力開発に重点を置き、円滑な労働移動を実現することを目的とする。

国際的なセーフティネットとしては、食料援助等のいわば事後的な支援に加えて、途上国がグローバリゼーションの進展する世界経済に対応できるような社会経済体制の構築を支援していくことが重要である。世界最大の経済開発支援機関である世界銀行は、近年、市民社会とのパートナーシップ等を通じて、支援の実効性を高めることに努めている。

１．労働に関する問題

⑴　労働に関する問題の背景

労働問題に関しては､途上国における強制労働や、児童労働によって先進国の雇用が奪われているとの主張がある。しかしながら、このような議論の内容は２つの立場からのものに大別される。１つは、輸出国である途上国の労働者擁護といった人権擁護の立場からの主張であり、もう１つは輸入国である先進国の産業・雇用保護のための保護貿易主義的な立場からの主張である。従来から、貿易投資と労働の問題をめぐる議論ではこれらの２つの異なる立場からの議論が常に混在している。これらの主張を混同すれば、先進国の保護貿易主義者が利する一方で、途上国においては貿易投資の拡大による経済成長が阻まれることによってむしろ労働環境の悪化につながるおそれもある。したがって、労働問題が単なる隠れた保護貿易主義につながらないように注視していく必要がある。なお、環境基準をめぐる議論についても同様の構図があり、留意が必要である。

⑵　途上国における労働者の権利擁護の立場からの主張

労働者の権利の内容には、強制労働の禁止、結社の自由及び団体交渉権、児童労働の廃止等があり、これは国家を超えた普遍的な基本的人権の１つである。労働者の権利の問題は一義的には主権国家がそれぞれの国において、その実現に向けて取り組むべきものである。国際機関としては、国際的に承認された中核的労働基準を設定している国際労働機関（ＩＬＯ）がある。国際的な問題としての労働者の権利の確保については、ＩＬＯにおいて基本的人権の観点から議論すべきであり、貿易問題と絡めて議論することには十分に注意を払うことが必要である。労働者の権利が必ずしも十分に確保されていない途上国に対しては、原則としてＩＬＯや各国の経済協力等を通じて、労働者の権利擁護の観点から支援を行っていくべきである。

⑶　保護貿易主義の立場からの主張

①保護貿易主義の主張

一方、保護主義的な先進国の労働組合等のＮＧＯの主な主張は次のようなものである。劣悪な労働環境を一向に改善させない途上国は、労働者を搾取することによって低費用生産の優位性を確保する。途上国がこのような劣悪な労働環境を維持することは競争上不公正であるから、こうした慣行によって先進国の雇用を奪う途上国からの輸入を制限すべきである。また、途上国は海外からの直接投資を誘致するために労働条件を引き下げる「底辺への競争」に走り、更なる不公正によって先進国の雇用が奪われるというものである。こうした主張の背景には、輸入国である先進国の産業や雇用を維持しようとする保護貿易主義的な主張がある。しかしながら途上国にとってみれば、低賃金労働力は経済発展基盤として大きな役割を果たしており、世界全体から見れば途上国における生産によって効率的な国際分業体制が実現される。このような経済成長過程は過去に先進国自身も経験してきたものであり、競争上の公正の観点からは批判されるべきことではない。途上国も、保護主義的動機により労働基準の問題と貿易に関する問題とが混同されることを懸念している。

②労働基準と海外直接投資に関する検証

海外からの直接投資を誘致するために途上国が労働環境の「底辺への競争」に走ることが、更なる低賃金雇用を創出し、先進国の雇用を奪うとする主張が一部にある。果たして労働条件と直接投資はどのような関係にあるのであろうか。この点について、ＯＥＣＤ（2000a）は団結権の制限に関するデータを用いて各国・地域の中核的労働基準の水準を４段階に分類[1]した上で、直接投資との関係を検証している。これによると、労働基準の低い国が直接投資を多く受け入れているのではなく、むしろ逆に労働基準の高い国の方がより多くの直接投資を受け入れている姿が見てとれる（第３−２−１図）。

そのほかにも、Rodrik（1996）が労働基準と米国系製造会社による直接投資との関係を分析している。これによると、労働基準の低い国の方が直接投資受入額が少ないという結果になっており、低い労働基準が直接投資の受入れ増加を通じて不公正に雇用を創出しているという主張とは正反対の結果となっている。

生産体制のグローバル展開を進める多国籍企業は、必ずしも労働基準の低い国を生産拠点として選択しているわけではない。仮に、多国籍企業が劣悪な労働環境によって実現される低賃金だけを立地選択の決定要因とするならば、途上国は海外直接投資を誘致することに成功するとともに、その直接投資によってもたらされる経済効果によって一層の経済成長を遂げているはずである。しかしながら、ＯＥＣＤ（2000a）及びRodrik（1996）の結果は、この仮説とは反対に企業が海外への直接投資を実施するに当たっては賃金以外の要因も極めて重要であることを示している。例えば、運輸や通信分野におけるインフラが整備されていること、透明で安定した法制度が整備されていること等の要因が挙げられるであろう。

第３−２−１図　労働基準と直接投資受入額

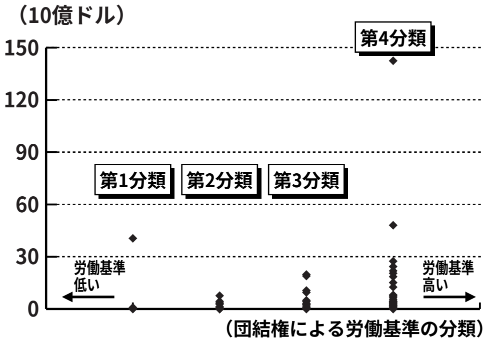

（備考）１．ＯＥＣＤ（2000a）に基づき最新データ（1995-99年の平均値）にて作成。
　　　　２．分類については付注３−２−１参照。
（資料）ＩＭＦ「ＩＦＳ」、世界銀行「ＷＤＩ」より作成。

③労働基準と所得水準に関する検証

ＯＥＣＤ（2000a）は労働基準と所得水準との関係についても、団結権の制限に関するデータを用いた各国労働基準分類に基づいて比較を行っている。これを見ると、所得水準が高い国ほど労働基準も高く、労働基準と所得水準との間には強い相関関係があることが見てとれる（第３−２−２図）。これは、

1　第１分類は団結権が存在しない国、第２分類は団結権の制限が顕著で組合設立が困難な国・地域、第３分類は団結権に制限はあるものの組合設立が認められる国・地域、第４分類は団結権が法律等でおおむね認められている国となっている。

労働基準が経済成長とともに向上し、経済成長にマイナス要因となり得る貿易投資制限的措置はかえって逆効果であることを示唆している。

この点に関しては、Krueger（1997）も所得水準と児童労働のデータを用いて、同様の結論を導いている。Krueger（1997）は所得水準と児童労働の間には、負の相関があり、所得水準の向上とともに児童労働も減少するであろうとしている（第３−２−３図）。

このようにして見ると、労働基準の向上と貿易投資拡大による経済成長は相互補完的であり、途上国の労働基準の向上は、国際的な貿易投資の制限措置によるのではなく、むしろ貿易投資の拡大を通じた途上国の経済発展によって達成されると考えられる。

第３−２−２図　労働基準と１人当たりＧＮＰ

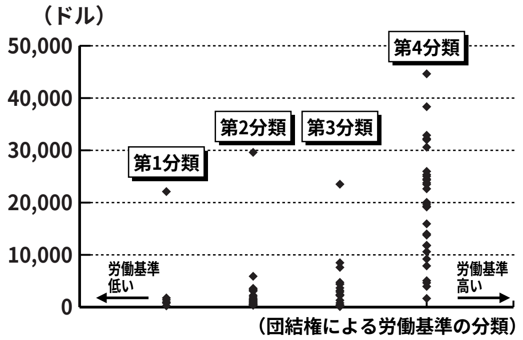

（備考）１．ＯＥＣＤ（2000a）に基づき最新データ（1999年）にて作成。
２．分類については付注３−２−１参照。
（資料）世界銀行「ＷＤＩ」より作成。

第３−２−３図　児童労働と１人当たりＧＤＰ

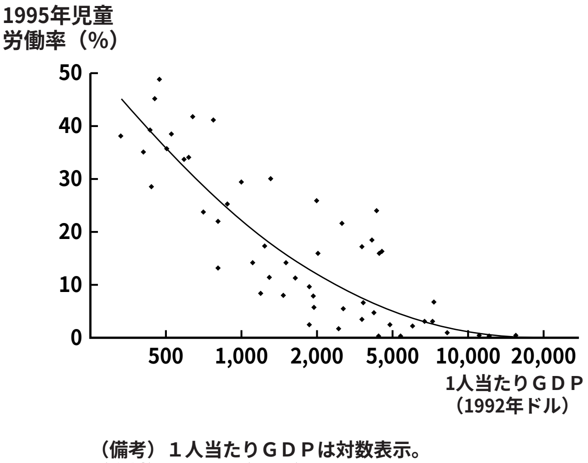

（備考）１人当たりＧＤＰは対数表示。
（資料）Krueger（1997）.

２．南北格差の問題

(1)　南北格差の現状

戦後、世界の貿易投資の拡大を通じたグローバリゼーションによって世界経済は大きく成長したが、必ずしもその利益がすべての国々に均等に行き渡っているわけではない。21世紀を迎え、人類は史上例を見ないほどの経済成長を達成したが、約60億の世界人口のうち、現在なお、12億もの人々が貧困状態の中で生活しており[2]、貧困問題はいまだに深刻である。多くのアフリカ諸国は、輝かしい独立を実現した1960年代とは対照的に1970年代に入ってから経済成長の低迷に苦しんでおり、多くの国ではマイナス成長を記録している（第３−２−４表）。また、半数以上の国民が１日１ドル以下の生活を送っている

第３−２−４表　サハラ以南諸国の経済成長 (%)

国・地域	60年代	70年代	80年代	90年代	75-95年平均
ボツワナ	4.3	11.0	7.9	2.7	6.7
モーリシァス	0.8	5.1	3.2	4.2	4.2
セイシェル	0.5	5.8	1.7	2.7	3.0
スワジランド	8.2	7.0	2.8	2.1	1.8
レソト	4.7	8.8	0.3	0.3	1.6
ブルキナ・ファソ	1.1	0.7	1.1	0.1	0.8
カメルーン	0.0	3.3	1.8	▲5.8	0.6
ケニア	2.2	3.1	0.5	▲1.0	0.5
ベナン	0.4	▲0.3	▲0.4	1.1	0.3
ブルンディ	0.2	3.2	1.3	▲3.7	0.1
コンゴー共和国	1.3	1.9	2.6	▲3.0	▲0.1
マリ		2.9	▲2.0	▲0.6	▲0.2
スーダン	▲1.0	0.9	▲1.6	2.4	▲0.2
モーリタニア	4.7	0.3	▲0.4	0.1	▲0.2
ガンビア		1.4	▲0.1	▲0.8	▲0.2
ギニア・ビサオ			▲0.1	1.3	▲0.2
マラウイ	2.5	2.5	▲1.2	0.4	▲0.4
ガーナ	▲0.4	▲0.8	▲1.5	1.2	▲0.5
ルワンダ	▲0.8	1.7	0.0	▲6.1	▲0.5
セネガル		▲0.2	▲0.6	▲0.6	▲0.6
ジンバブエ		0.8	1.2	▲1.2	▲0.6
南アフリカ共和国	3.7	0.9	▲0.2	▲1.1	▲0.7
ナイジェリア	▲0.7	3.9	▲3.0	1.3	▲0.8
チャード	▲0.7	▲3.4	2.4	▲2.3	▲0.9
トーゴー	5.8	0.3	▲0.5	▲3.2	▲1.4
中央アフリカ	▲0.2	▲0.3	▲1.7	▲1.7	▲1.5
コートジボアール	3.9	3.2	▲4.5	▲1.2	▲1.9
ニジェール	▲0.6	▲1.2	▲3.1	▲3.5	▲1.9
マダガスカル	0.4	▲0.9	▲3.1	▲2.0	▲2.3
ガボン	6.0	4.8	▲2.0	▲0.9	▲2.5
ザンビア	0.5	▲1.6	▲2.1	▲2.5	▲2.5
シエラ・レオーネ		0.3	▲1.1	▲6.5	▲2.7
コンゴー民主共和国	0.6	▲2.7	▲2.1	▲11.2	▲5.4
サハラ以南アフリカ平均	2.4	3.0	0.6	0.5	0.5

（備考）１人当たりGNP（1995年ドル）の平均成長率。
（資料）世界銀行「WDI」より作成。

2　World Bank（2000）.

国も見られ、特にサハラ以南のアフリカ諸国は世界で最も貧しい地域となっている（第３−２−５図）。また､アフリカ諸国のみならず世界全体についても、世界全体の所得は増大しているものの、必ずしもその利益がすべての国々に均等に行き渡っているわけではなく､むしろ各国間の所得格差が拡大している。１人当たりＧＤＰ（ＰＰＰ）について、最も貧しい５か国の平均と最も豊かな５か国の平均とを比較すると､その格差は1950年には１：19であったものが、1992年には１：37にまで拡大している[3]。このように途上国を更なる困窮に追いやっている原因として、貿易投資の拡大を指摘する声も一部には存在する。しかしながら、貿易投資の拡大が途上国に経済成長の恩恵をもたらしていないとは言えない。なぜなら、東アジアのように世界的な貿易投資の拡大に対応した国こそが高い経済成長を遂げたこともまた事実であるからである。また、経済成長が低迷するアフリカ諸国について見てみると、その世界貿易に占めるシェアが低下している時期と同じくして経済成長の低迷が見られる（第３−２−６図)。貿易投資の拡大に対応できなかった国々がむしろ経済成長の低迷に苦しんでいるのである。このような世界経済の経験からしても、貿易投資の拡大はむしろ経済成長の１つの大きな力となっていることがわかる。

第３−２−５図　サハラ以南諸国の1日1ドル以下で生活する人の割合

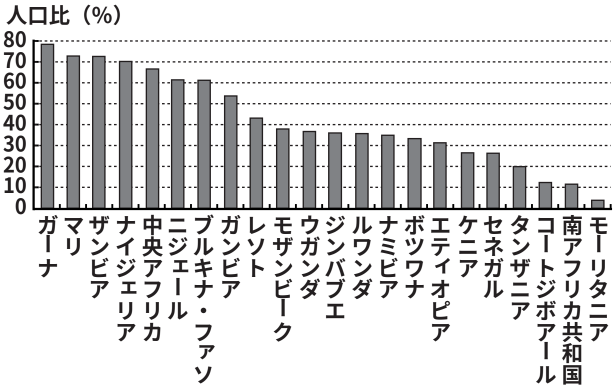

（資料）世界銀行「WDR 2000」より作成。

⑵　貧困問題の解決に向けて

①経済成長のための基盤整備

そもそも、一国の経済成長は、海外との国境を越えた貿易や投資だけで決まるのではなく、生産要素

第３−２−６図　サハラ以南諸国及び東アジアの世界貿易に占めるシェアと経済成長の推移

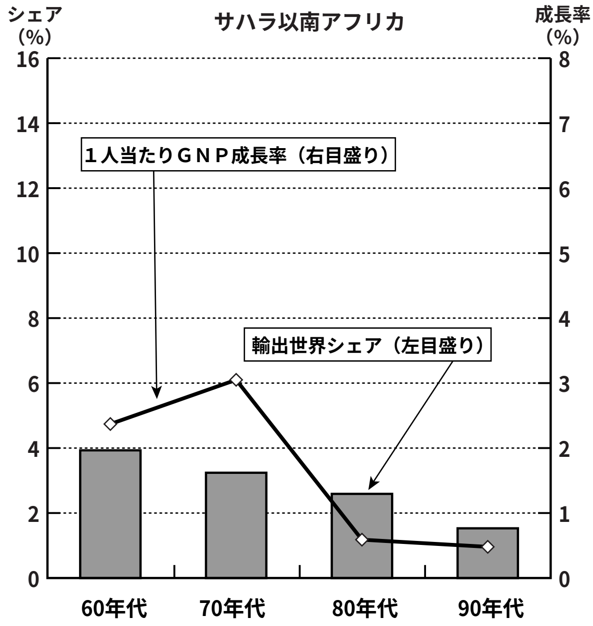

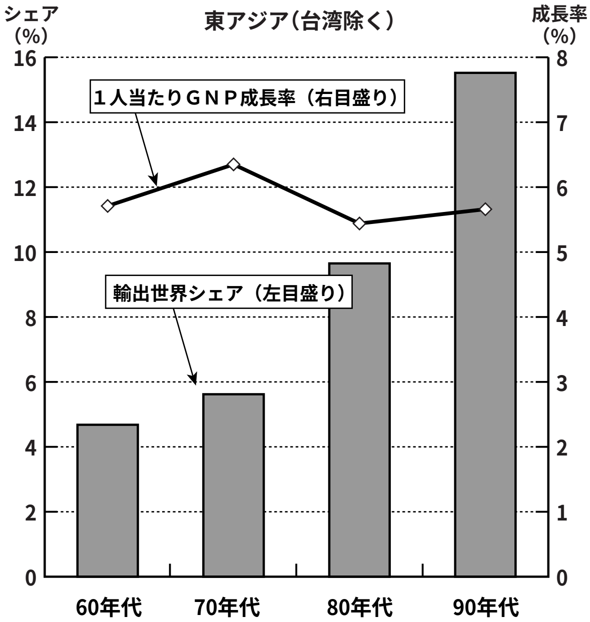

（資料）世界銀行「ＷＤＩ」より作成。

3　Maddison（1995）のデータより算出。

の賦存量や技術水準、さらにはマクロ経済政策、所得再分配といった社会政策等、様々な要因で複合的に決まる。したがって、貧困問題の解決に向けて建設的な議論をするためには、貿易投資政策といった限定的な分野のみの議論にとどまらず、一国の社会制度や経済政策等全体を視野に入れて議論をする必要がある。

一国の経済成長のためには、資本と人材の蓄積、さらには技術開発の促進を図ることが必要である。そのためには、経済活動の担い手である人材の育成を図るとともに、企業等が安定的な経済活動を低コストで展開することができるように予見可能性の高い自由な経済活動基盤となる社会的なソフト及びハードのインフラ整備が最も重要である[4]。したがって、必要とされる具体的な取組みとしては、人材育成の観点からは国民の教育水準の向上、ソフトインフラ整備の観点からは意思決定及び手続きの透明性が高く腐敗のない政府、公正かつ実効性のある法制度の整備、社会的セーフティネットの整備、安定した金融システムの確立、投資と貯蓄を促す安定的なマクロ経済政策の実施、競争的な市場環境の整備、貿易投資障壁の低減・撤廃、さらにハードインフラの整備の観点からは上下水道等の生活基盤の整備、エネルギーの安定的供給体制の整備、交通及び通信体制の整備等が挙げられる。

貧困問題の解決のためには、以上のような経済成長を促進するための包括的かつ整合的な社会政策及び経済政策の実施が不可欠である。また、途上国は貿易投資から距離を置くのではなく、むしろ世界的な貿易投資の拡大に対応できるような経済基盤を整備することが貧困問題解決の１つの糸口につながると考えられる。

②東アジアの経済成長の経験

約40年前の1960年代には世界の中でも最も貧しい国であったインドネシア、タイ等の国々は、その後、「東アジアの奇跡」とも賞賛されるほど目を見張るような高成長を遂げた。これに対し、同時期のラテンアメリカやアフリカの多くの途上国は低成長に苦しみ、際立った違いを見せた。このような東アジアの高成長の背景には、様々な要因が考えられるが、以下では人材及び資本の蓄積並びに対外経済関係の深化の２つの側面から検証してみる。

人材の蓄積に関して東アジアの就学率の推移を見てみると、近年の東アジアにおける初等教育、中等教育、高等教育のいずれをとっても途上国平均、さらには世界平均をも上回っていることがわかる（第３−２−７表）。他方、資本の蓄積に関して東アジア

第３−２−７表　東アジア諸国の就学率

(%)

	初等教育				中等教育				高等教育			
	70年	80年	90年	97年	70年	80年	90年	97年	70年	80年	90年	96年
中　国		84.3	98.3	99.9		63.3	57.4	70.0		1.7	2.9	5.7
香　港	86.7	97.6	97.3	91.3	33.3	66.8	78.9	69.0	7.0	10.3	19.1	28.0
インドネシア		88.6	98.6	99.2		42.2	48.1	56.1	3.0	3.6	9.2	11.3
韓　国	94.5	99.9	99.9	99.9	37.7	75.5	87.0	99.9	7.0	14.7	38.6	60.3
マレイシア	88.1	92.4	93.7	99.9	33.1	47.7	56.3	64.0		4.1	7.2	11.4
フィリピン		95.4	99.9	99.9		71.5	73.3	77.8		24.4	28.0	35.2
シンガポール	94.2	99.5	97.5	91.4	43.6	66.3	72.1	75.6	6.0	7.8	18.6	38.5
タ　イ		91.8	92.8	88.0		24.8	25.5	47.6	3.0	14.7	16.6	20.9
東アジア平均	90.9	93.7	97.3	96.2	36.9	57.3	62.3	70.0	4.8	8.3	14.4	21.5
途上国平均	71.1	78.3	81.1	84.1	25.9	53.6	57.9	61.4		9.8	12.6	14.7
日本	85.7	92.9	96.8	99.9	99.5	99.9	99.9	99.9	18.0	30.5	29.6	42.7
世界平均	73.7	80.2	83.2	84.7	32.7	58.0	61.9	65.7		12.2	15.8	18.7

（備考）１．付注１−１−１参照。
　　　　２．初等・中等教育は純就学率（学齢人口比）、高等教育は総就学率。
（資料）世界銀行「WDI」より作成。

4　Collier and Gunning（1999）はアフリカ諸国の経済成長の低迷要因に関して包括的な考察を行っている。それによると、アフリカ諸国の経済成長低迷の要因としては、地理的な要因のほかに、国内政策が大きく影響していると分析している。特に政治体制の非民主性を背景とした政府部門の非効率性、政府の機能不全性等をその根本的な問題として取り上げている。その結果、人や企業等の経済活動にとって不可欠なハード面（交通、通信、エネルギー等の分野におけるインフラ整備）及びソフト面（契約の履行確保等の法整備、競争制限的な経済規制、金融市場の過剰規制、不適切な税制、教育、医療等の人的資源をめぐる環境整備）におけるインフラ整備の不足を経済成長の低迷の要因として列挙している。

の貯蓄率及び投資率を見ても、安定的なマクロ経済政策運営を背景に東アジアは他の国々に比べても突出して高いことがわかる（第３−２−８図）。

また、東アジアは経済成長の過程において対外的な関係を深化させたことが、その成功要因として挙げられる。第３−２−９図は、世界各国の輸出と所得水準の伸び率について見たものである。ここで見られるように、東アジアの多くの国は図の右上方に集中し、高い輸出の伸び率に対応して所得についても高い伸び率を記録していることがわかる。これは、東アジアが貿易を通じて高い経済成長を遂げたことを表している。

このように、東アジアにおいては、国民の教育への投資や安定的なマクロ経済政策運営を背景として、経済成長に不可欠な生産要素である高水準の労働力と豊富な資金が経済に投入され、さらには貿易や投資の拡大を通じて高い経済成長を遂げてきた。この東アジアの経験からも、途上国は世界的な貿易投資を拒否するのではなく、むしろ対外的には開放政策を採るとともに、貿易政策等にとどまらない包括的な経済政策によって経済成長を図ることが重要である。

３．森林減少に関する問題

⑴　森林減少の現状とその要因

①森林減少の現状

世界の森林の状況について、国際的に懸念が高まっている。開発途上地域を中心に依然として続いている森林の減少・劣化[5]は、森林が分布する国や地域での問題のみならず、生物多様性の減少、世界的な気候変動（温暖化）、砂漠化の進行等の世界的な問題を引き起こす場合も考え得ることから、世界の森林状況について国際的な問題として懸念が高まっているのである。そのような国際的な公共財でもある森林減少の状況についてデータで見てみると、世界の森林面積は約35億ヘクタールであるが、毎年、日本の国土の約３分の１に相当する約1,100万ヘクタールの森林が減少している（第３−２−10表）。

②森林減少の背景及び要因

国際貿易がこのような森林減少の大きな要因となっていると指摘されることが多いが、実際に森林減少と貿易との関係を特定することは難しい。林産物の貿易動向（金額ベース）を見てみると、第３−２−11図のとおりである。一方、生産量と貿易量との関係については、世界の木材（丸太）生産量が年間約

第３−２−８図　東アジアの貯蓄率と投資率

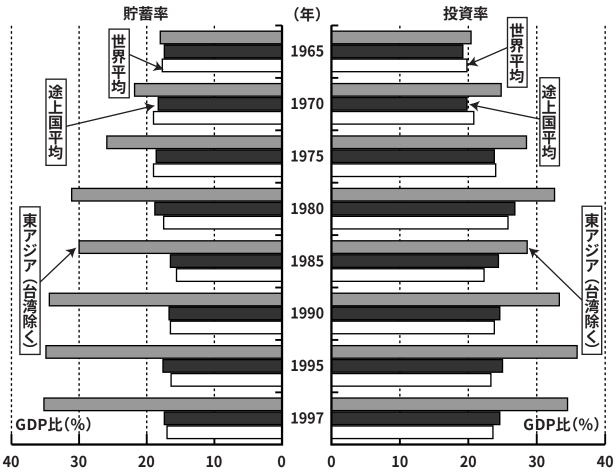

（備考）付注１−１−１参照。
（資料）世界銀行「WDI」より作成。

第３−２−９図　輸出と所得水準の変化

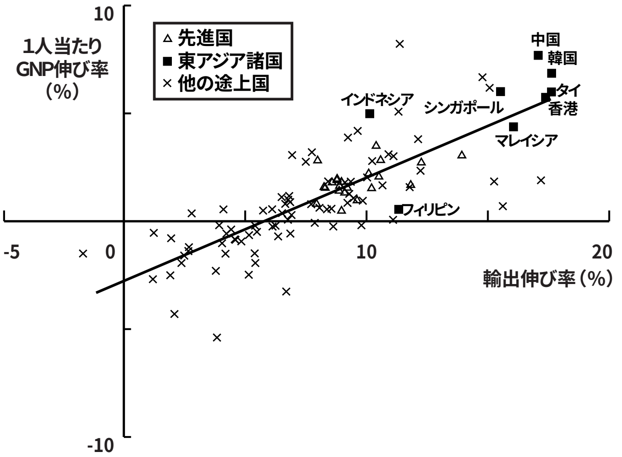

（備考）１．付注１−１−１参照。
２．1975−1995年平均伸び率。
（資料）世界銀行「WDI」より作成。

5　森林減少とは、開発途上国の場合、林地に対する樹冠面積が10%以下となる変化をいう（先進国の場合は20%以下）。森林の劣化とは、森林の質的変化、例えば閉鎖林から疎林への変化のように林分又は立地にマイナスの影響を与え、特に生産力を低下させる変化を指す。

第３－２-10表　世界の森林面積の年間増減

地域	年間増減面積(1,000ヘクタール)			年間増減率(%)
	熱帯地域	温帯地域等	合計	
アフリカ	▲ 3,695	▲ 53	▲ 3,748	▲ 0.7
アジア	▲ 3,055	154	▲ 2,901	▲ 0.6
オセアニア	▲ 151	60	▲ 91	▲ 0.1
ヨーロッパ		519	519	0.0
北ヨーロッパ		8	8	n.s
西ヨーロッパ		358	358	0.6
東ヨーロッパ		153	153	0.0
うちロシア		n.a	n.a	n.a
北米・中米	▲ 1,037	763	▲ 274	▲ 0.1
南米	▲ 4,655	▲ 119	▲ 4,774	▲ 0.5
世界計	▲ 12,593	1,324	▲ 11,269	▲ 0.3

（備考）１．年間増減面積は1990年と1995年の面積を比較し、その差を5で割ることにより算出。
２．アジア／温帯地域等の中に中東の森林面積も含まれている。
３．ヨーロッパの数値は北、西、東ヨーロッパ及び旧ソ連の合算。ただしロシアについては、森林面積のデータが継続的に把握されていないため、増減面積及び増減率の数値からは除外されている。
４．n.s＝数値が大変小さいため、重要でない。
５．n.a＝データの入手ができない。
（資料）FAO「State of the World's Forest 1999」.

第３－２-11図　地域別林産物輸出額の推移

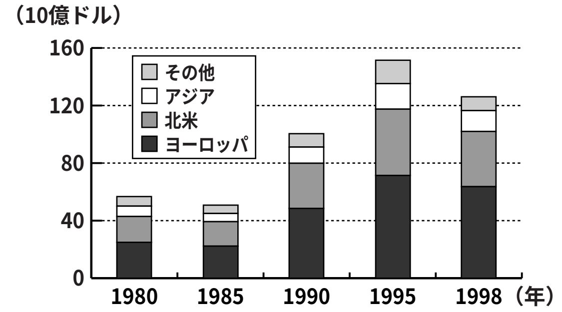

（備考）林産物：ここでは、用材丸太、製材、合板、木材チップ、パルプ材等木材に由来する品目すべての合計である。
（資料）ＦＡＯ「FAOSTAT Forestry Data」.

第３－２-12表　熱帯国の森林減少の原因 (%)

	ブラジル	インドネシア	カメルーン	全主要熱帯諸国
林業	2	9	0	2-10
農地開発	91	90	100	86-94
焼き畑移動耕作	15	59	79	41-49
恒常的農業	76	31	21	45
牧草地	40	0	0	24
恒常作物	4	3	3	3
耕地	32	28	18	18
関連産業を含む採鉱	3	0	0	1
ダム建設	2	0	0	1
その他	2	1	0	2

（備考）1981年から1990年までの間における森林減少への寄与度を示すものである。
（資料）Amelung and Diehl（1992）.

34億立方メートルであるのに対して、そのうち貿易の対象となっているものは約５億立方メートルと生産量全体の約１割強であることから[6]、国際貿易だけが森林減少の大きな要因であるとは必ずしも言えない。

世界の森林は熱帯林を中心に減少・劣化の傾向にあるが、その原因については、地域により様々であり、複合的である場合が多い。人口増加、貧困、土地利用計画・制度の不備、不適切な商業伐採、過放牧、過度の薪炭材採取、山火事等の様々な要因が挙げられ、特定のものに限定することはできない。

森林減少の要因に関しては、実証的な検証の試みも行われているが、必ずしも十分な検証に成功しているとは言えない。そのような実証研究の中で、Amelung and Diehl（1992）の調査においては、焼き畑等の農業分野がすべての熱帯林諸国における森林減少の要因の約90％という最大のシェアを占めている一方、林業関連活動による直接の影響は10％以下でしかなく、影響要因としては最も小さいとされている（第３－２-12表）[7]。この結果だけをもって、輸出向けの商業伐採を含めた林業が熱帯林の減少に対してほとんど影響を及ぼしていないとは言えないが、国際貿易だけが森林減少の主たる要因ではなく、むしろ焼き畑等の農業開発が森林減少の大きな要因の１つであることを表している実証研究の１つと言えよう。また、森林減少には、途上国における人口の増加や貧困問題さらには慣習的共有地の問題や土地の所有権問題が複雑に絡み合っている。したがって、問題解決のためには貿易政策や森林政策、農業政策、土地開発政策等を含め、森林減少の背景にある様々な要因に対する包括的な対応が求められている。

⑵　持続可能な森林経営に向けての国際的な取組み

森林は林産物を供給するという経済的機能のほか、国土の保全や水資源かん養、地球温暖化防止、生物多様性の確保等の公益的機能を果たしており、国際公共財の役割を果たしている。したがって、国際的にも森林保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応するという、いわゆる

6　農林水産省試算。
7　この結果には、森林の劣化は含まれていない。

持続可能な森林経営が大きな課題となっている。このような観点から、国際的にも持続可能な森林経営に向けての取組みが始動している。

1990年以降、国際熱帯木材機関（ＩＴＴＯ：International Tropical Timber Organization）は、熱帯林について「西暦2000年目標」を掲げ、その達成に向けて「熱帯林の持続可能な経営のための基準・指標」等を策定した。現在、その達成のための様々なプロジェクト等を実施している。また、1992年６月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットを契機に、世界全体の森林を対象とした持続可能な森林経営のための基準・指標作成等が進展し、森林条約等の国際協定や国際メカニズムの検討も着手された。2000年には「森林に関する政府間フォーラム（ＩＦＦ：Intergovernmental Forum on Forests)」の最終会合が開催され、持続可能な森林経営のための国際的取組みについて検討をする国連森林フォーラム（ＵＮＦＦ：United Nations Forum on Forests）を国連の下に新たに設置する提案を含んだ報告書がとりまとめられた。ＵＮＦＦは、その第１回会合が2001年６月に開催されることとなっており、今後国際的な取組みについて検討する場として大いに期待される。我が国としてもこうした取組みに積極的に参加することが重要である。また、最近、持続可能な森林経営の実施に関し、「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する。」と、2000年７月に行われた九州・沖縄サミットにおけるＧ８首脳会合コミュニケ等にもうたわれる等、国際貿易の問題を含めた違法伐採問題への対応の必要性についても国際的な問題意識が高まっているところであり、我が国もＧ８の一員として適切に取り組んでいく必要がある。

以上見てきたように、森林減少問題は人口の急増や貧困、焼き畑といった農業用地開発等の経済活動の活発化等、様々な社会経済的な状況が絡んだ複合的な問題であることから、森林減少問題は貿易政策による対応では根本的な問題解決にはつながらない。問題解決のためには、貿易政策や森林政策を含め、森林減少の背景にある様々な要因に対する包括的な対応が求められる。したがって、地球規模での森林減少に対する取組みとしては、上述のＧ８首脳会合コミュニケを踏まえた取組みや、途上国等の持続可能な森林経営の取組みに対する二国間、多国間の技術協力、資金協力等を進めるほか、この問題を直接扱うＵＮＦＦのような国際的政策対話の場を積極的に活用していくことが必要である。

４．食品安全に関する問題

⑴　食品安全基準をめぐる問題

①農水産物及び食品貿易の増大と国際的制度ハーモナイゼーションの動き

技術や安全等に関する基準及び外国産品がその基準に適合しているかについての判断に関わる基準・認証制度は、各国において、品質の確保、安全性の確保、環境保全等の目的のために設定、運用されている。しかし、各国の基準・認証制度に差異が見られる場合、輸出側が各国の規制に個別に適応する必要がある。そのため、基準・認証制度が国際的に整合化されている場合と比べて製造・販売に余分なコストを要することになることから、消費者が貿易による潜在的利益を逸している可能性がある。また、基準・認証制度は本来貿易制限を目的としたものではないが、外国産品がその基準を満たし、適合性の判定を受けることが国内産品と比して困難な場合、事実上、市場参入の障壁となることがある。このような中、実際に世界的に産品の貿易が増加することに伴い、貿易自由化の利益を最大限に享受するとともに、不必要な貿易障壁を取り除くために国際的な制度ハーモナイゼーションの動きが活発化している。

食品分野における検疫制度に関しても、農水産物及び加工食品の国際貿易の増加に伴い（第３−２−13図）、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確

第３−２−13図　世界の農水産品輸出額の推移

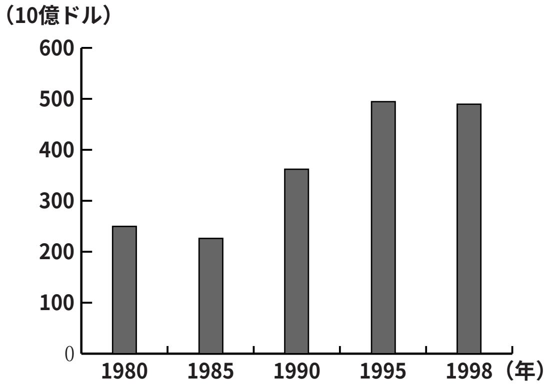

（資料）ＦＡＯ「FAOSTAT Agriculture and Food Trade」
「Fishstat Plus , Production and Trade 1976-1998」.

保を目的に、国際機関であるＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品規格委員会（コーデックス委員会）において統一規格策定が進められてきた。ＷＴＯの場においても、衛生植物検疫措置が偽装された貿易制限となることを防止し、国際基準に基づいて各国の衛生植物検疫措置の調和を図ることを目的とした「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（ＳＰＳ協定：Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)」が合意されている。

②国際的ハーモナイゼーションと各国国内制度

ＳＰＳ協定は加盟国の衛生植物検疫措置に関して、「恣意的もしくは不当な差別の手段となるような態様でまたは国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと」を確保することを目的としている。具体的には、加盟国はコーデックス委員会等の国際的な基準、指針または勧告に基づいて措置を実施するべきとされており、また、同時に危険性評価に基づき、国際基準よりも高度な基準を採用すること等が認められている。また、バイオテクノロジーの発展とともに遺伝子組換え食品等の安全性の問題が指摘される中、各国の衛生植物検疫措置の本来の目的である人等の衛生状態の向上は、依然として重要な政策目標であり、貿易自由化とは独立して存在する。したがって食品安全については、たとえ国際基準に合致しなくても高度な基準を採用すべきであり、各国は主権に基づき、その権限を確保する権利があるとの考えも成立しよう。つまり、衛生植物検疫措置の貿易に対する悪影響を最小限にするために、衛生植物検疫措置の国際的調和を図るという目的と、各国における人等の衛生状態の向上との目的とを両立させる上で政策上の困難が生じる。

ＷＴＯの場でこの点について争われた事例として、ＥＵのホルモン牛肉に関する措置をめぐる案件がある。これはＥＵが肥育ホルモンの使用を禁じ、1989年から肥育ホルモン剤を使用した牛肉の輸入を禁止していたことに対して、米国がＳＰＳ協定違反でＷＴＯに提訴したものである。パネルの判断としては、肥育ホルモン牛肉の輸入禁止は国際的な基準に基づいていないとした上で、措置が科学的危険性の評価に基づいておらず、また、国際貿易に対する差別または偽装した制限をもたらすものであるとしてＳＰＳ協定違反と認定した。これに対して、上級委員会の判断としては、ＥＵの措置が十分な科学的危険性の評価に基づいていない点ではパネルの判断を支持したが、国際貿易に対する差別または偽装した制限をもたらすものとはなっていないとした点でパネルとは異なる見解を示した。また、ＳＰＳ協定においては、法の調和が将来実現されるべき目的と位置づけられており、主権を制限する解釈には慎重であるべきことも指摘した[8]。

③今後の方向性

このように、グローバリゼーションが進展し、貿易が拡大するに伴い、各国の異なる社会制度の間にある差異が緊張を生む場合がある。特に貿易自由化といった経済政策の目標を追求するに際しては、これとは別個に存在する人命の安全確保といった重要な社会政策等の目標との間で調整が困難な場合が生じることに十分な配慮が求められる。このような国内制度の調和に係る国際規律と各国主権との調和は、今後更にグローバリゼーションが進展していく時代にあって、ますます重要性を増す課題である。

５．グローバリゼーションに対する懸念の背景とセーフティネットの整備

⑴　グローバリゼーションに対する懸念の背景

①多様な懸念の背景

以上を含めて、グローバリゼーションに対する懸念として寄せられる「反グローバリゼーション」の主張を整理すると、必ずしも貿易投資の拡大の帰結として生じている問題ではないものも多く含まれており、「反グローバリゼーション」を議論するに当たっての混乱を招く原因にもなっている。グローバリゼーションに対する懸念を、主に貿易投資の拡大

8　WT/DS26, 48/AB/R, paras. 163-165.

によって影響を受ける問題と必ずしも貿易投資の拡大のみによって直接的に帰結されるものではない問題とに大別すると、第３－２－14表のように整理することができる。

なお、グローバリゼーションに対する懸念の主張の中には、その真の目的が保護貿易主義的なものも見られる。そのため、例えば中核的労働基準の保護という基本的人権に関する主張が、貿易措置と関連づけて議論される過程で、一時的な低賃金労働による産品の排除に形を変えるなど、いわゆる「偽装された保護主義」が顕在化することが起こり得る。したがって、グローバリゼーションに対する懸念について議論するに当たっては、それらの問題の本質を整理した上で議論しなければ、グローバリゼーションの進展に伴う様々なひずみを解決していく上で建設的なものとはならない。グローバリゼーションに対する懸念が単なる保護貿易主義につながらないように注意することが必要である。

第３－２－14表　グローバリゼーションに対する懸念の分類

主な分類	具体的内容
主に貿易投資の拡大によって影響を受ける問題	
＜国内的緊張＞ ○雇用に関する問題	特定産業保護、労働基準、環境基準等
＜国際的緊張＞ ○国際的ハーモナイゼーションに関する問題 －各国の社会経済制度の差異に起因する問題 －国際機関の透明性に関する問題	各国基準の標準化 (食品安全基準、労働基準、環境基準等) ＷＴＯの透明性問題
必ずしも貿易投資の拡大のみによって直接的に帰結されるものではない問題	
○主に経済成長に関する問題	貧困
○国際公共財である地球環境及び資源の保全に関する問題	地球温暖化 森林減少 経済開発と環境の調和
○その他	文化保護

（資料）経済産業省作成。

②グローバリゼーションが生み出す国内的及び国際的緊張

グローバリゼーションに対する懸念の主張について見てみると、その内容は多種多様であり、必ずしも貿易投資の拡大と直接関係がないものも含まれている。しかしながら、貿易投資の拡大によって影響を受ける問題について見てみると、それらに共通して言えることは、今日の財、サービス、資本等の市場統合や市場経済化の進展が従来の社会の仕組みに変更を迫るものであり、これに抵抗を示す人々との間にある種の緊張を生じさせているということである。さらに、第３－２－14表にあるように、貿易投資の拡大によって影響を受ける問題については、雇用の問題によって生じる国内的な緊張と各国の主権に関する問題によって生じる国際的な緊張とに分けられる。

（グローバリゼーションが国内の一部にもたらす緊張）

貿易投資の拡大がもたらす緊張の１つは、国内の一部にもたらす緊張である。それは、国境を越えることのできる貿易投資と国境を越えることができないものとの間に生まれる緊張と言うことができる。具体的には、資本や技術は比較的国境を越えて移動しやすいのに対して、労働は国境を越えにくいのが現実である。資本と技術が労働という生産要素を求めて国境を越え始め、ある国の労働が他国の労働と以前に比べて比較的容易に代替され得るようになった。その結果、他国の労働と代替的になり、直接的に国際的産業構造調整の不安に直面する労働と貿易投資との間に緊張が生まれるのである。このように、貿易投資の拡大によって国内の一部の労働が他国の労働に取って代わる場合、一国内の一部の雇用において不安が高まることがある。1999年のＷＴＯシアトル閣僚会合に参加した欧米ＮＧＯの約半分は、産業又は農業を基盤とするものであったが、これはまさに国内の一部に生じた緊張の表れと言えよう（第３－２－15図）。

（グローバリゼーションが国際的にもたらす緊張）

貿易投資の拡大は国際的にも緊張をもたらすことがある。貿易投資が拡大し、異なる社会や経済の制度・基盤を持つ国、または異なる経済発展段階にある国同士の貿易が進展すると、事業活動に伴う障壁を低減・撤廃する要請が働く。第４章第２節で詳述するが、このような貿易投資の拡大に伴う国際制度整備の進展は、関税の引下げ等の水際障害の除去から、徐々にそれぞれの国内における経済活動の障害や経済制度の「公正」性に対する認識の差異の問題に発展する。各国の経済規制、労働基準、環境基準等は、それぞれの国の事情によって作られているが、事業活動の円滑化の観点から制度ハーモナイゼーシ

ョンを迫られ、その結果、各国の国内的規範や社会・経済制度の間に緊張が高まることがあるのである。それぞれの国における社会的または経済的な規範や制度は、各国の「公正」性に基づいて構築されるものであり、必ずしも他国においても同様に「公正」なものとして受け入れられるとは限らない。そのため、各国の経済活動の関係が深化するに伴い、逆に各国の主権下における「公正」性の衝突が生じる場合がある。前述した食品安全基準をめぐる主張の衝突等は、このような国際的に生じている緊張の表れである[9]。しかし、保護主義的な立場から提起される主張も少なくなく、このような国際的緊張が隠れた保護主義につながらないように注意を払っていくことが必要である。

⑵　グローバリゼーションの時代に対応したセーフティネットの整備

以上見てきたとおり、経済全体が成長してもその成長の利益をすべての人々や国々が享受できるわけではない。これは、決して今に始まったことではなく、古来より見られることである。しかしながら、近年特にグローバリゼーションを通じた経済成長に対して一部で抵抗が見られる背景には、従来にも増してグローバリゼーションのスピードが高まり、世界的な規模での優勝劣敗が顕在化しやすいことが挙げられよう。確かに、競争を通じた効率性の追求のみでは、経済全体の大きさを拡大させるものの、その拡大の果実が個々に平等に均てんされる保証はなく、時には大きな格差をも生み出す。以上でも見たように、「反グローバリゼーション」の主張は、近年急速に進展するグローバリゼーションが社会環境の変化や国際的又は国内的な格差をもたらし、緊張を生んでいることを背景としている。しかしながら、交通、通信等の分野における技術革新を背景に、国境を越えてモノ、カネ、ヒト及び情報の流れが増大する中で、グローバリゼーションの流れは不可逆的なものであり、前項で見たとおり、グローバリゼーションを拒むのではなくむしろ積極的にそれに対応し、その活力を経済成長につなげていかなければ、ますます世界から取り残されてしまう。したがって、保護主義的な措置では、グローバリゼーションによって生じる格差や緊張は解決しない。むしろ、グローバリゼーションによって生じる格差や緊張に対するセーフティネットを整備することによって、急激な社会経済の変化に対する不安を取り除きながら、グローバリゼーションの活力を世界経済の発展につなげていくことが重要である。

①国内の労働環境の変化に対応するセーフティネット

（積極的労働政策と消極的労働政策）

多くの工業国では持続的な高失業率、所得格差の発生、グローバリゼーションに伴う変化の速さに対する社会的懸念が増大しており、経済成長による利益が多くの人々に分配されるような政策的対応が求められている。グローバリゼーションがもたらす国

第３－２－15図　1999年WTOシアトル閣僚会議に参加した欧米NGO

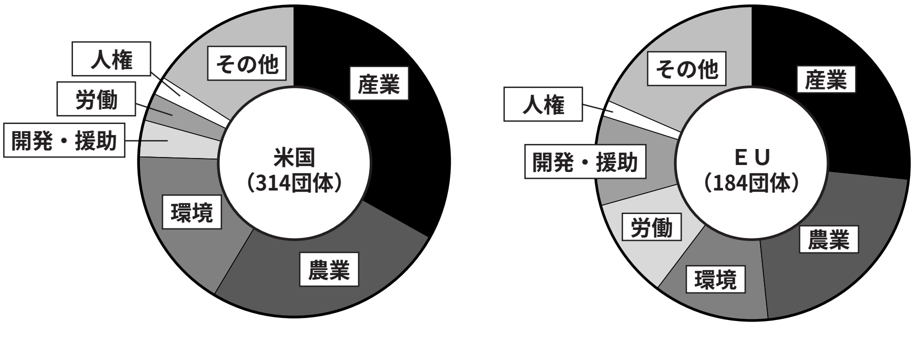

（備考）分類はＮＧＯの活動目的による。
（資料）WTO事務局資料より作成。

9　いわゆる「反グローバリゼーション」の主張とはみなされないが、今日のアンチ・ダンピング措置の発動や米国の通商法301条等を背景とした経済交渉等もグローバリゼーションに伴う「公正」性を根拠に正当化が行われるものである。

内の雇用環境の変化に対するセーフティネットとしては、積極的労働政策が注目されている。

従来の労働政策は、失業手当の給付や早期退職奨励措置等、既に失業した者を対象とした、いわば受動的・事後的な消極的労働政策と呼ばれるものが中心であった。これに対し、注目されている積極的労働政策は円滑な労働移動を実現することを目的とし、労働需給のマッチングを促進し失業の抑制を図ると同時に失業者の能力開発に重点を置く政策であり、職業訓練、雇用創出、職業紹介の３つに大別される。このような積極的労働政策は、貿易投資の自由化や技術の進歩等による労働環境の変化への対応として大きな役割を果たすものである。

（従来の労働政策の問題点と積極的労働政策の重視）

従来の受動的・事後的な消極的労働政策の問題点としては、いわゆる「失業の罠」と失業手当の給付といった事後的な対応の限界が指摘される。「失業の罠」とは、手厚い給付を受けることで失業の現状に甘んじる「給付依存（benefit dependency）」状態を指すもので、長期失業を招く大きな要因となっている。また、失業手当の給付といった事後的な対応では、長期失業率や若年失業率が高く流動性の低い労働市場においては効果が限定的であることが指摘されている。これは1990年代前半のＥＵに見られた構造的な長期失業及び若年失業等が解決しなかった要因として挙げられることがある（第３−２−16表）。

このような中、1990年代にＯＥＣＤによって積極的労働政策を重視した提言が行われ[10]、円滑な労働移動を実現し労働者の熟練度を高めることを目標とした積極的労働政策の方針が重視された。各国における取組みも強化され、特にＥＵでは雇用関連支出に占める積極的労働政策関連支出のシェアが高まってきている[11]。積極的労働政策の中でも、特に就業能力（エンプロイヤビリティ）の向上に対する取組みが強化されている。

（就業能力の向上）

就業能力（エンプロイヤビリティ）の向上とは、従来の消極的政策の対象である失業者だけでなく既に就職している者や若年者に対しても職業訓練を施すことにより、若年層の失業率の低下や長期失業の抑制を促し円滑な労働移動を実現しようとするものである。すなわち、適切な教育・訓練を行うことで労働者個人の技術、能力を高め、様々な就業、転職を可能とすることがその目的である。特に長期失業率及び若年失業率が高く労働市場の非流動性が指摘されるＥＵにおいて重視され、職業訓練や若年者対策といった就業能力関連の公的支出シェアが拡大傾向にある。

他のＥＵ諸国に比べ若年失業率の低いドイツでは、職業教育と企業内訓練を組み合わせた訓練プログラムが人材育成の中心を担っている。1990年代を通して若年失業、長期失業を縮小させてきたデンマークでは、積極的労働政策への公的支出のうち職業訓練関連支出のシェアを高めてきた。その職業教育・訓練の特徴は、単に失業者を対象とするのではなく労働者一般、特にブルーカラーを対象としており、円滑な労働移動を実現してきた一要素であるとされている[12]。

我が国でも社会経済の変化による労働力需給のミスマッチ、厳しい状況が続く雇用情勢、個人の労働への意識変化や労働移動の増加の現状を踏まえ、企業主導による職業訓練から個人の主体的な職業能力の開発、向上へと重点が移りつつある。具体的には、1998年より教育訓練給付制度が実施されており、厚生労働大臣の指定する教育訓練の受講者に対し、訓練施設に支払った受講料等の一部が支給されることになっている。また、ブルーカラーを主な対象とした技能検定制度に加え、1993年より、ホワイトカラーの主要な職務分野に必要な専門知識・能力を体系的に習得することを支援する制度として、ビジネス・キャリア制度が運営されている。

②国際的な所得格差に対するセーフティネット

世界経済が成長する中で、南北格差の拡大に対する国際的なセーフティネットの整備も、グローバリゼーションを推進していくためには極めて重要であ

10　OECD（1990）によると、積極的労働政策の原理を表現したものは1964年のOECD理事会勧告にさかのぼる。
11　OECD（2000b）によれば、1985年から1997年にかけてのＥＵ諸国の積極的労働政策関連支出の伸展はOECD諸国平均を上回っている。
12　Per Kongshoj Madsen（1998）.

第３－２－16表　OECD諸国の長期失業率と若年失業率

(%)

	長期失業率（失業者比）				若年失業率（人口比）	
	6か月以上		12か月以上		15-24歳	
	1990年	1999年	1990年	1999年	1990年	1999年
オーストラリア	41.0	48.4	21.6	29.4	13.2	13.9
オーストリア		47.6		31.7		5.9
ベルギー	81.4	73.5	68.7	60.5	14.5	22.6
カナダ	20.2	21.4	7.2	11.6	12.4	14.0
チェッコ		61.9		37.1		17.0
デンマーク	53.2	38.5	29.9	20.5	11.5	10.0
フィンランド	32.6	46.4	9.2	29.6	9.4	21.5
フランス	55.5	55.5	38.0	40.3	19.1	26.6
ドイツ	64.7	67.2	46.8	51.7	5.6	8.5
ギリシャ	71.9	* 74.8	49.8	* 54.9	23.3	29.7
ハンガリー		70.4		49.5		12.4
アイルランド	81.0	** 73.6	66.0	** 57.0	17.6	8.5
イタリア	85.2	77.2	69.8	61.4	28.9	32.9
日本	39.0	44.5	19.1	22.4	4.3	9.3
韓国	13.9	18.6	2.6	3.8	7.0	14.2
ルクセンブルグ	66.7	53.8	42.9	32.3	3.7	6.8
オランダ	63.6	80.7	49.3	43.5	11.1	7.4
ニュー・ジーランド	39.5	39.0	20.9	20.8	14.1	13.7
ノールウェー	40.8	16.2	20.4	6.8	11.8	9.6
ポーランド	62.8	** 60.4	39.0	** 37.4		23.2
ポルトガル	62.4	63.8	44.8	41.2	9.6	8.7
スペイン	70.2	67.9	54.0	51.3	30.1	28.5
スウェーデン	22.2	*** 49.2	12.1	*** 33.5	4.5	14.2
スイス	26.2	61.0	16.4	39.8	3.2	5.6
イギリス	50.3	45.7	34.4	29.8	10.1	12.3
米国	10.0	12.3	5.5	6.8	11.2	9.9
EU平均	65.3	63.7	48.6	47.5	15.8	17.2
OECD平均	44.6	46.2	30.9	31.2	11.6	11.8

（備考）*は1996年、**は1997年、***は1998年のデータ。
（資料）OECD「Employment Outlook」各年版より作成。

る。グローバリゼーションに対応できずに取り残されてしまった途上国に対しては、食料援助等のいわば事後的な支援に加え、グローバリゼーションの進展する世界経済に対応できるような社会経済体制の構築を支援していくことが重要である。

（世界銀行による貧困削減への取組み）

世界銀行は経済開発のために途上国・市場経済移行国を対象に融資や調査研究を通じた支援を行う世界最大の機関である。姉妹機関であるＩＭＦが比較的短期の経済安定政策を施行するのに対し、世界銀行は中長期の構造調整プログラムに取り組んできた。しかし近年においては、世界銀行はそれまでの開発戦略を見直し、同じく途上国への援助機関としての性格を強めてきたＩＭＦとも協調しながら貧困削減を主目標に据えた取組みを進めている。また、近年においては、より効果的な援助の必要性から、援助供与国、受入国等を始めとして開発に関わる全当事者間の協力が強調され、途上国の貧困削減に向けた取組みに市民社会も深く関与するようになった。

（これまでの世界銀行の取組み）

当初は経済成長に重点を置き、電力・ガス等のエネルギーやインフラ整備に重点を置いた開発援助を行っていたが、所得分配のあり方の観点から1970年代には教育、保健衛生等の人的開発の充足を目指した。その後、1980年代に入ると、世界経済の成長鈍化や途上国における財政危機といったマクロ経済の不均衡が生じたため、構造調整融資、セクター調整融資を導入し、市場原理の導入に重点を置いた。さらに1990年代には、冷戦後の旧共産主義諸国等の市場経済化支援や、環境保全等の側面を視野に入れた持続可能な開発にも重点を置くようになった。しか

しながら、このような取組みにも関わらず、依然として貧困問題が解決しなかったことを受けて、世界銀行は経済成長や構造調整等に重点を置く一方で貧困層や社会的弱者への配慮が不十分であったことを反省し、直接的な貧困層への支援を重視する姿勢に転じた。

（世界銀行の新たな方針）

貧困問題は構造的、社会的、人的といった多面的な要因を含んでいるとの考えから、世界銀行は、1998年に民間セクターや市民社会等、開発の利害関係者のパートナーシップ関係構築による一体的な取組みを重視した「包括的な開発のフレームワーク（ＣＤＦ：Comprehensive Development Framework）」[13]を提唱した。また、ＩＭＦとも共同し、途上国のオーナーシップと市民社会との協力を促す、「貧困削減戦略ペーパー（ＰＲＳＰ：Poverty Reduction Strategy Paper）」の作成を融資受入国に義務づけ、新たな取組みを進めている。

我が国としても、途上国に対する二国間援助に加えて、他の援助国や世界銀行といった国際開発機関とも連携、協力を行い、世界の貧困削減のための効果的な援助を実施することが重要である。

近年、グローバリゼーションは従来にも増してそのスピードを高め、急激な社会経済の変化、時には大きな格差をも生み出す。今後、グローバリゼーションの活力を世界経済の発展へ最大限につなげていくためには、様々な格差が生じないよう対応することが最も望ましい。しかしながら、格差が生じた場合にはこれを是正するために、以上に見たような国内的及び国際的なセーフティネットを整備、強化していくことが重要である。

13　ボリヴィア、コートジボアール、ドミニカ共和国、エリトリア、エティオピア、ガーナ、キルギス、モロッコ、ルーマニア、ウガンダ、ヴィエトナム、ジョルダン川西岸・ガザ地区の12か国・地域がパイロット国（試験的導入国）となっており、その動向と成果が注目されている。

コラム５

【コラム５　途上国の生活環境の改善－人間開発指数（ＨＤＩ）】

国家の豊かさを測る指標としては所得水準は必ずしも十分なものではない。特に貧困に悩む国々の実状をとらえるためには、教育水準や平均寿命といった社会生活環境をも考慮することが重要である。このような観点から、国連開発計画（ＵＮＤＰ：United Nations Development Programme）は、所得水準以外の社会生活条件をも考慮した人間開発指数（ＨＤＩ：Human Development Index）を開発している。

ＨＤＩは寿命、教育及び生活水準の3つを要素とし、それぞれ「出生時平均余命」、「成人識字率及び初・中・高等教育の就学率」、「1人当たり実質ＧＤＰ（ＰＰＰドル）」によってそれぞれの達成度を0から1までの間で数値化し、単純平均して求められる複合指数である。ＵＮＤＰ（2000）は、ＨＤＩが0.8以上であれば人間開発指数上位国、0.5未満であれば人間開発指数低位国と分類した上で、35か国を人間開発指数低位国としている。

このＨＤＩを用いて途上国の生活水準を見てみると、所得水準データのみから見た姿とは違う姿が浮かび上がる。この点に関してCrafts（2000）が興味深い研究を行っている。その研究によると、1950年から1995年にかけて、すべての途上国が相対的かつ絶対的に先進国とのＨＤＩ格差を縮小させており、所得水準で測った場合の南北格差の姿とは異なった姿を映し出している（第3－2－17表）。

しかしながら、ＨＤＩ格差は縮小しているものの、途上国の貧困問題は依然として世界にとって大きな課題である。途上国の貧困問題を考えるに当たっては、このように所得水準には必ずしも反映されない社会生活環境の観点も含め現状及び問題を多面的に把握した上で取り組んでいくことが必要である。

第３－２－17表　世界各地域のHDIの推移

	1870年	1913年	1950年	1995年
オセアニア	0.539	0.784	0.856	0.933
北米	0.462	0.729	0.864	0.945
西ヨーロッパ	0.374	0.606	0.789	0.932
東ヨーロッパ		0.278	0.634	0.786
南米		0.236	0.442	0.802
東アジア			0.306	0.746
中国			0.159	0.650
南アジア		0.055	0.166	0.449
アフリカ			0.181	0.435

（資料）Crafts(2000).

第3章
グローバリゼーションの光と影